

議案第5号

斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例

【議案提出担当課：福祉課】

介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第420号）が令和8年4月1日から施行されることに伴い、この政令による改正内容に関し、本条例において所要の改正を行うものであります。

1. 主な改正内容

- (1) 令和7年度税制改正による令和8年度第1号被保険者保険料算定への影響を遮断するための特例の設定（付則第5条及び第6条関係）

令和7年度税制改正において、給与所得控除の見直しが行われたことに伴い、この見直しによる令和8年度の第1号被保険者の保険料への影響を遮断し、第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）の保険者の責めに帰さない保険料収入不足を可能な限り防ぐため、所要の改正を行います。

2. 施行期日

令和8年4月1日から施行します。